

ディーゼル機関の主要部品の材料等に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正事項

ディーゼル機関の主要部品の材料等に関する事項

改正理由

IACS では、ディーゼル機関の主要部品の材料特性、非破壊試験、表面検査及び寸法検査並びに水圧試験の要件を定めた IACS 統一規則 M72(Rev.1)を 2016 年 3 月に採択しており、当該要件は既に本会の関連規則に取り入れられている。

その後、IACS では、燃料噴射ポンプ、高圧燃料噴射管等の材料特性、シリンダブロックの水圧試験の適用対象、ピストン棒及びクロスヘッドの非破壊試験の実施時期等についての見直しを行い、2019 年 1 月に IACS 統一規則 M72(Rev.2)として採択した。

このため、IACS 統一規則 M72(Rev.2)を参考に、関連規則を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 燃料噴射ポンプ並びにシリンダ内径が 300mm 以下の機関の高圧燃料噴射管(燃料油用共通配管を含む)及び操作油用高圧共通配管にも材料特性に関する要件を適用するよう改めた。
- (2) シリンダブロックの水圧試験の適用対象を、クロスヘッド形の機関から、単位シリンダ当たりの出力が 400kW を超える機関に改めた。
- (3) ピストン棒及びクロスヘッドの非破壊検査について、最終加工後に磁粉又は浸透探傷試験を再度実施する旨を削った。

改正条項

鋼船規則 D 編 表 D2.1, 表 D2.6